

令和7年4月24日
障 害 福 祉 部

「災害時における協力体制に関する協定」締結に係る不適切な事務処理について

1 主旨

福祉避難所の運営協力に係る障害福祉サービス等提供事業者（以下「事業者」）との「災害時における協力体制に関する協定」（以下「協定」）の締結について、令和4年度から5年度にかけて、不適切な事務処理があったため、その経過と再発防止等の対応状況について報告する。

2 事業の概要

障害福祉部では災害時の福祉避難所等を運営する人員を確保するため、区と事業者との協定締結について、事業者に対して推奨をしている。

一方、東京都では事業者に対して、事業者職員のための宿舍借り上げ助成として「東京都障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業（以下「借り上げ支援事業」）」を実施しており、区と上記の協定を締結することが助成要件の一つとなっている。

なお、助成の流れとしては、事業者が東京都福祉保健財団に交付申請をして、都が交付決定をした後、同財団から事業者に直接助成金の支払いをしているものであり、区で交付申請受付や助成金の支払いは行っていない。

3 事故の概要

令和4年度から5年度にかけて協定締結の事務において、本来起案文書により区的意思決定をすべきところ、その経路を経ずに5つの事業者と協定書を取り交わしていた事案が令和6年度になって確認された。

4 事故の経緯やその後の対応等

（1）事故の経緯

令和6年4月

新たに担当となった職員が、令和4年度に協定を締結していた1事業者との契約の状況を確認したところ、文書システムの起案文書が作成中の状態で、決定されていないことが確認された。

当時担当していた職員（以下「当該職員」）に確認したところ、「作成中で決定ができていない」との回答があった。その際、当該職員に対して他に同様の事案がないか確認したところ「ない」との回答であったため、当該職員に厳重注意をしたうえで、当該起案文書については、その後の決定処理を行った。

令和6年11月8日

福祉人材確保の観点から、都の借り上げ支援事業の対象となっている事業者の実態を把握するため、都からリストの提供を受け確認をしたところ、区が協定の締結を把

握していない事業者が3事業者あることが判明した。

区が協定の締結を把握していなかった3事業者に対し、協定締結の有無を確認したところ、3事業者すべてから、区と締結した協定書を所持している旨の回答があった。

令和6年11月22日

担当課長が当該職員に面談を行い、事実確認をおこなったところ、前述の3事業者とは別に、新たに1事業者を加えた合計4事業者について、意思決定を経ずに協定を締結した旨の申し出があった。

(2) 事業者・区の損害の有無と内容

今回発覚した5つの事業者のうち、4事業者はすでに借り上げ支援事業の助成を受けている。また、残り1事業者においても、都に申請をすれば助成を受けられる状況であった。

なお、本件発覚後、ただちに協定締結日より協定内容を有効とする意思決定をおこなうとともに、都には助成に影響がないことを確認しており、事業者・区とも損害は無い。

(3) その他の同様の案件の有無

全職員に対して、契約及び文書事務について適切に行うよう指導するとともに、各担当係長から係員に対して、上司への報告や意思決定を経ずに進めている案件がないか聴き取り調査を実施し、担当職務とその進捗状況等を確認した結果、同様のケースがないことを確認している。

5 再発防止に向けた取り組み

今後は、担当職員を複数にしてチェック体制を強化するなど、複数の目が入るしくみを整えるとともに職員が困ったときに報告・相談等がしやすい風通しの良い職場づくりを行っていく。

併せて、仕事の進め方について、報告、連絡、相談を徹底することや、職員のコンプライアンスや文書事務の進め方等について係員に対して周知徹底するとともに、課内全体で上司への報告や意思決定を経ずに進めている事務がないか適宜点検をしていく。

また、公印の管理については、区政情報課での押印の際に区政情報課の職員が立ち会うなど管理体制をより強化するとともに、各部においても押印する職員とは別の職員が確認するなどの対応を区政情報課から周知済であり、適正な管理・運用を徹底する。